大槌町防災集団移転促進事業
住宅団地の空き区画募集要領
（一般分譲）

もくじ

１　大槌町防災集団移転促進事業の概要
２　申し込みのできる方
３　申込方法及び必要書類
４　申込期間および申込先
５　防集宅地の空き区画の譲渡者決定の流れ
６　契約の方法や条件など
７　問い合わせ先

1 大槌町防災集団移転促進事業の概要

・防災集団移転促進事業は東日本大震災時（平成２３年３月１１日）に大槌町内において家屋が半壊以上の被害を受けた世帯の集団移転を促進するため、安全な場所で自らの建築による住宅再建を支援する制度です。
・今回、大槌町が造成した防集宅地（※[1]）の空き区画を一般分譲いたします。
※[1]大槌町が防災集団移転促進事業において造成した宅地を「防集宅地」と呼びます。

2 申し込みのできる方（町と土地の譲渡契約を締結する方）

対象者は、①～⑤に該当する方です。なお、複数の防集宅地への申し込みはできません。

① 平成２３年３月１１日時点（以下「被災時」）で町内の移転促進区域内に居住していた方
② 被災時に大槌**町内**で罹災証明書（※[2]）の交付を受けた方
③ 被災時に大槌**町外**で罹災証明書の交付を受けた方
④ 罹災状況に関わらず、大槌町内に住所を有している、または現に居住している方
⑤ ①～④に該当しない個人（法人・事業所は除く）

※①～④に該当する方のために親族（※[3]）が申し込みする場合は、該当者の申込要件を満たすものとみなします。その場合、下記イ・ウに関わらず申し込みできます。
※[2]建物が大規模半壊以上、もしくは半壊の判定を受けてやむを得ず解体したもの。
※[3]親族とは民法で定める自己からの六親等の血族、配偶者、三親等内の姻族です。

注意

ただし、次に掲げる方は申し込みできません。
ア.町税等を滞納している方
イ.がけ地近接等危険住宅移転事業の補助制度を活用して住宅再建をされている方
ウ.国の被災者生活再建支援金等を受けて住宅再建をされている方
エ.本人または世帯の構成員に暴力団員がいる方

※①に該当する方は賃貸借契約も可能です。詳細は都市整備課までお問い合せ下さい。
※当選者の決定については、優先順位があります。詳細は、5をご覧ください。

3 申込方法及び必要書類

・「防集宅地申込書」に次の書類を添えて申込期間内に4に記載している【申し込み先】にご提出ください。申込書の送付が必要な場合は、都市整備課までご連絡ください。

【添付書類】
Ⅰ.**り災証明書の写し**：①～③に該当する方のみ。
Ⅱ.**住民票抄本の写し**：住所と居住場所が違う場合は、併せて公共料金領収書等の写し。
Ⅲ.**戸籍謄本の写し**　：①～④に該当する方のために親族が申し込みする場合のみ。該当

者と申込者との親族関係が分かるもの。

4 申込期間および申込先

【申込期間】 申し込みがあるまで

※郵送の場合、消印日が申し込み日となります。

発送した際には、都市整備課までご連絡をお願いします。

【受付時間】 ９時００分から１７時００分まで（※土日祝日を除く。）

【申 込 先】 〒０２８－１１９２ 岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号

大槌町役場 都市整備課（町役場２階）

電話番号：０１９３－４２－８７２３（直通番号）

【そ の 他】 申込状況は町ホームページで公表します。電話での確認も可能です。

5 防集宅地の空き区画の譲渡者決定の流れ

（１）防集宅地の空き区画の譲渡者決定方法

① 申し込みがお一人だった場合は、その方を当選者（譲渡者）として決定します。

② 同日内に申し込みが複数あった場合は、2記載の①～⑤の番号順を優先順位とします。優先順位が同列である場合のみ、抽選で同列内の順位を決定します。

（２）抽選となった場合の抽選会実施の流れについて

・抽選会の日時及び会場は、決定次第お知らせします。

・抽選会では、予備抽選（本抽選の抽選順を決めるための抽選）および本抽選を実施します。

・都合により抽選会に欠席される方がいた場合は、町職員が代理抽選を行います。

・抽選機は、抽選箱を使用します。

①【予備抽選】

・申込書の受付順に予備抽選を実施します。

・１番を引いた方から順に本抽選を行います。

②【本抽選】

・予備抽選で決まった抽選順に本抽選を実施します.

・当選と書かれた紙が入っている玉を引いた方が当選者となります。

連絡

・町は、当選者（防集宅地の空き区画の譲渡が決まった申込者）に対し、当選通知書を送付します。

・当選した防集宅地の空き区画の交換、変更はできません。

※Ｐ５に、防集宅地の空き区画の譲渡者決定方法のフロー図を記載しています。

6　契約の方法や条件など

（１）当選後の流れについて

・5の方法で決定した当選者の方と防集宅地の貸付及び譲渡に関する条例に基づき、土地譲渡契約を締結します。
・契約の時期は当選通知発送後、双方の準備ができ次第取り交します。
・契約締結日から２年以内に住宅の建築に着手していただきます。
・住宅建築費用は、居住する方の自己負担となります。

（２）譲渡契約について

①　土地の分譲価格は、不動産鑑定評価額を参考に決定します。
②　土地の分譲代金は、契約締結後、指定された期間内に一括してお支払いただきます。
③　土地の所有権登記手続きは、宅地の引渡し時に町で行いますが、費用は購入する方の負担になります。

注意

次のア・イに該当した場合、契約を解除する場合があります。
ア. 契約締結後、２年以内に住宅の建築に着手しないこと
イ. 契約締結の日から５年以内に、土地の所有権を第三者に譲渡又は貸与すること

※上記ア・イの注意事項のいずれかに該当したことにより契約が解除になった場合、原則、建物を取り壊し、土地を原状に回復して町に返還していただくことになります。

7　問い合わせ先

〒０２８－１１９２
　岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号
大槌町役場　都市整備課（町役場２階）
電話番号：０１９３－４２－８７２３（直通番号）

防集宅地の空き区画の譲渡者決定方法

１．防集宅地の空き区画の譲渡申し込み

期間内に申込者が１名の場合 → 当選者決定

期間内に申込者が複数かつ優先順位が同列の場合

↓ 複数の場合

２．抽選の実施

① 予備抽選

本抽選のくじ引きの順番の決定

② 本抽選

予備抽選で決まった順に抽選を実施

↓

当　選 → 当選者決定

落　選